

令和7年4月1日 改定

前文

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。いじめをなくすには、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」ことを児童が十分に理解することが大切である。

本基本方針は、本校におけるいじめ防止に係る基本的理念および責務を明らかにするとともに、いじめ防止対策推進法の規定に基づき、いじめ防止および解決を図るために基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、児童が安心して生活し、学ぶことができる環境をつくるためのものである。

—福井県いじめ防止基本方針より—

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- (1) 本校は、一人一人が互いの人格の尊厳を大切にし、相互に尊重し合う社会を実現するため、児童が自分自身を大切にし、他者を思いやり、互いに助け合う「心の教育」と、勇気をもって行動できる人として育てることを重視する。
- (2) 本校は、すべての児童が、どんなことがあってもいじめを行わないこと、いじめを認識していながらこれを放置しないこと、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、十分に理解できるように指導・支援に努める。
- (3) 本校は、児童が安心して生活し、学習その他の活動に心豊かに取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめをなくすことを目的に、県、市町、県・市教育委員会、学校、家庭、地域の関係者が連携して、いじめ防止等の対策に全力で取り組む。

2 いじめの定義と判断

- 「いじめ」とは、当該児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）により、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものを指す。
- けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

3 いじめの防止等のための具体的取組み

- (1) 「思いやりや助け合いの心をもって行動できる」子どもを育てる教育

- ほめて伸ばす教育

本校教員は、ふるさと教育や偉人の生き方に学ぶことを通して、人として大切なことを教えるとともに、芸術やスポーツ等も含め、児童の多面的な能力を引き出し、ほめて伸ばす教育を進めることにより、自分を大切にし、児童同士が互いの良いところを認め合う人間力を高める。

- 自己有用感や自己肯定感を育む教育

ねたみや嫉妬など、いじめにつながりやすい感情を減らすために、全ての児童が、認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、学校教育活動全体を通じて機会を提供し、これが高められるように努める。

- 障害への理解と互いを認め合う教育

本校教員は、発達障害等のある児童がいじめを受けることがあるため、障害への理解やそれぞれの個性や人格の違いを認め合う教育を進める。

- 人権教育の推進

校長は、人権教育全体計画に基づき、計画的・系統的な人権教育を進め、教員はその指導内容や指導方法の工夫・改善に努めながら、児童が生命や人権を大切にする心を育てる。

○体験活動の推進

校長は、集団宿泊体験やボランティア体験などを通して、同世代だけでなく、大人や障害のある人などとの心の触れ合いの機会を設け、児童が共に活動することに喜びや感動を得られる教育を進める。

○道徳教育の推進

校長は、道徳教育を推進し、児童に対して、生活のために必要な習慣や態度を身に付けることができるよう努め、人との関わり、人間としての在り方や生き方に関する認識を深め、児童が自分の目標に向かってやり抜くためのたくましさを育てるとともに、思いやりや助け合いの心に従って行動できる力を育てる。

(2) 学校評価への位置づけ

○いじめの防止等に関する取り組みを評価項目に位置付け

【教職員】

- ・児童が互いの良さを認め合い、励まし合う学級づくりに取り組んでいる。
- ・いじめ、不登校を防ぐ学級経営に努めている。

【保護者】

- ・学校は、子どもの気がかりなことを相談しやすい体制を整えている。
- ・学校は、アンケートや面談を定期的に実施する等、子どもの不安等を把握する取り組みを行っている。

【児童】

- ・みんなと一緒に何かすることは楽しい。
- ・学級の子の頑張りを励ましたり困っている時に助けたりしている。
- ・いじめたり、いじめられたりしていない。
- ・学校での活動は楽しい。

(3) いじめの未然防止

○授業改善

本校教員は、すべての児童にとって分かりやすい授業のあり方を常に研究し、公開授業や授業研究を行い、児童が楽しく学べる教育に努める。

○悩みや不安、ストレスへの適切な対処

本校教員は、いじめの背景には、過度の競争意識や勉強・友人等に係るストレスが存在することから、児童の悩みや不安に耳を傾け、ストレスに適切に対処できるよう支援する。

○いじめの起きない学校・学級づくり

校長は、規律や秩序の確立を通して、児童が安心して学校生活が送れる環境を整えるとともに、縦割り班活動や異学年交流活動を行い、集団の中で不安を感じることがないよう、児童が安心して過ごせる「心の居場所づくり」や児童が主体となって互いに認め合い励まし合う「絆づくり」を進める。

○児童の主体的活動の充実

校長は、学級活動や児童会活動等を活用して、児童の主体的な活動によるいじめ防止等の取り組みを推進する。

○開かれた学校

校長は、「開かれた学校」の観点に立ち、いじめへの対処方針や年間指導計画等、いじめ防止策に関する情報を積極的に公表し、保護者や地域住民等の理解や協力を求める。

○インターネットや携帯電話等に関する指導

校長は、児童が、自分でインターネットの利用について考えるための指導や、家庭でのインターネット利用に関するルールづくりの働きかけを行い、児童や保護者がインターネットの危険性や注意点等について共に考える機会を設けるなど、インターネット上のいじめの予防に向けた啓発に努める。

(4) いじめの早期発見

○積極的ないじめの認知

本校教員は、いじめは見えにくい形で行われることが多いため、いじめを見過ごしたり見逃したりしないように児童の表情やしぐさも細心の注意を払い、察するとともに、わずかな変化に対しても敏感に捉える。また、教員間の情報共有を終了時に行う。

○自己チェックの活用とアンケートの実施

校長は、いじめの被害と加害および他の児童のいじめ行為の状況について、児童自らがチェックするシステムを継続的に実施するとともに、児童と保護者を対象とした生活アンケート調査や個別面談等を定期的かつ計画的に実施して、いじめを把握しやすい体制を整える。

○教育相談体制の充実

本校教員は、定期的な個別面談を通して、学習や人間関係の悩み等を聞き取ると同時に、適切な助言と学級全体への働きかけにより好ましい人間関係の構築を図る。

○家庭や地域との連携

本校教員は、アンケートや電話連絡などを通して、日ごろから保護者との情報交換を密にするとともに、地域の住民や関係団体との連携を進めることにより、家庭や地域における児童の変化を見逃さず、いじめ等の早期発見に努める。また、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするために、PTAや子ども会等の地域の関係団体との連携を促進し、放課後子どもクラブやスポーツ少年団等と子どもの状況に関する情報を共有するなど、校長が主体となって、家庭や地域と組織的に連携する体制を構築する。

(5) いじめの事案対処

○「いじめ対応サポート班」による対応

校長は、いじめの事実を確認した場合、特定の教職員が抱え込まないように情報を共有する。また、強いリーダーシップを發揮し、速やかに「いじめ対応サポート班」を招集する。そこで、当該事案への対応策を協議し、個別面談や情報収集等の役割分担を決めてチームで対応する。

○被害・加害児童への対応

校長は、いじめを受けた、あるいは報告した児童の心のケアを行い、安全を確保する。また、いじめられたとされる児童に対して事情を確認した上で、適切な指導を行う。

○外部人材の活用と関係機関との連携

いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきもの、児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じるようなものが含まれることがある。そのため、校長は、必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールサポーター等の外部専門家、警察や児童相談所、地方法務局、医療機関、民生児童委員等の関係機関と連携を取りながら、早期解決に向けた最善の方法を講じる。

(6) いじめの解消

○いじめの解消については、少なくとも次の二つの要件を満たしているか確認するとともに、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

- ①いじめに係る行為が止んでいる状態が、少なくとも3か月間継続していること。
- ②被害児童が心身の苦痛を感じていないかどうかを、被害児童本人及びその保護者に対し、面談等により確認する。

(7) いじめによる重大事態への対処

○本校は、いじめにより、「生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑い」や、「相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い」があるときは、次の対処を行う。

- ・重大事態が発生した旨を、市教育委員会に、速やかに報告する。
- ・学校が調査主体になる場合は、調査組織の設置、事実関係調査、関係保護者への情報提供、市教育委員会への調査結果の報告を、速やかに行う。
- ・市が調査主体になる場合は、事実関係を明確にするための調査に協力する。

4 いじめの防止等のための組織

(1) いじめ対策委員会

いじめの防止等に向けて、組織的かつ実効的な対応を行うため、「いじめ対策委員会」を常設し、定期的に開催する。

[構成メンバー]

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、教育相談担当者、養護教諭

[活動内容]

- ・未然防止を中心とした、いじめ問題対応の年間行動計画の作成する。
- ・「思いやりや助け合いの心をもって行動できる子ども」を育てるための具体的な活動の計画、実践、振り返りを行う。
- ・いじめが起きない学校・学級づくりのための「心の居場所づくり」についての協議をしていく。
- ・児童間の「絆づくり」のための計画的な教育活動の実践をする。
- ・いじめ発見のためのチェックシステムの工夫と迅速な情報交換、連絡体制をとる。
- ・校内研修や学級活動のための資料収集や資料作成する。
- ・計画的なアンケート調査や個人面談の計画・実施を行う。
- ・学校におけるいじめ問題への取り組みの点検をする。

(2) いじめ対応サポート班

いじめが起きたとき、「いじめ対応サポート班」を招集し、いじめの早期解決に向けた取組を行う。

[構成メンバー]

生徒指導主事、担任、教育相談担当者、養護教諭

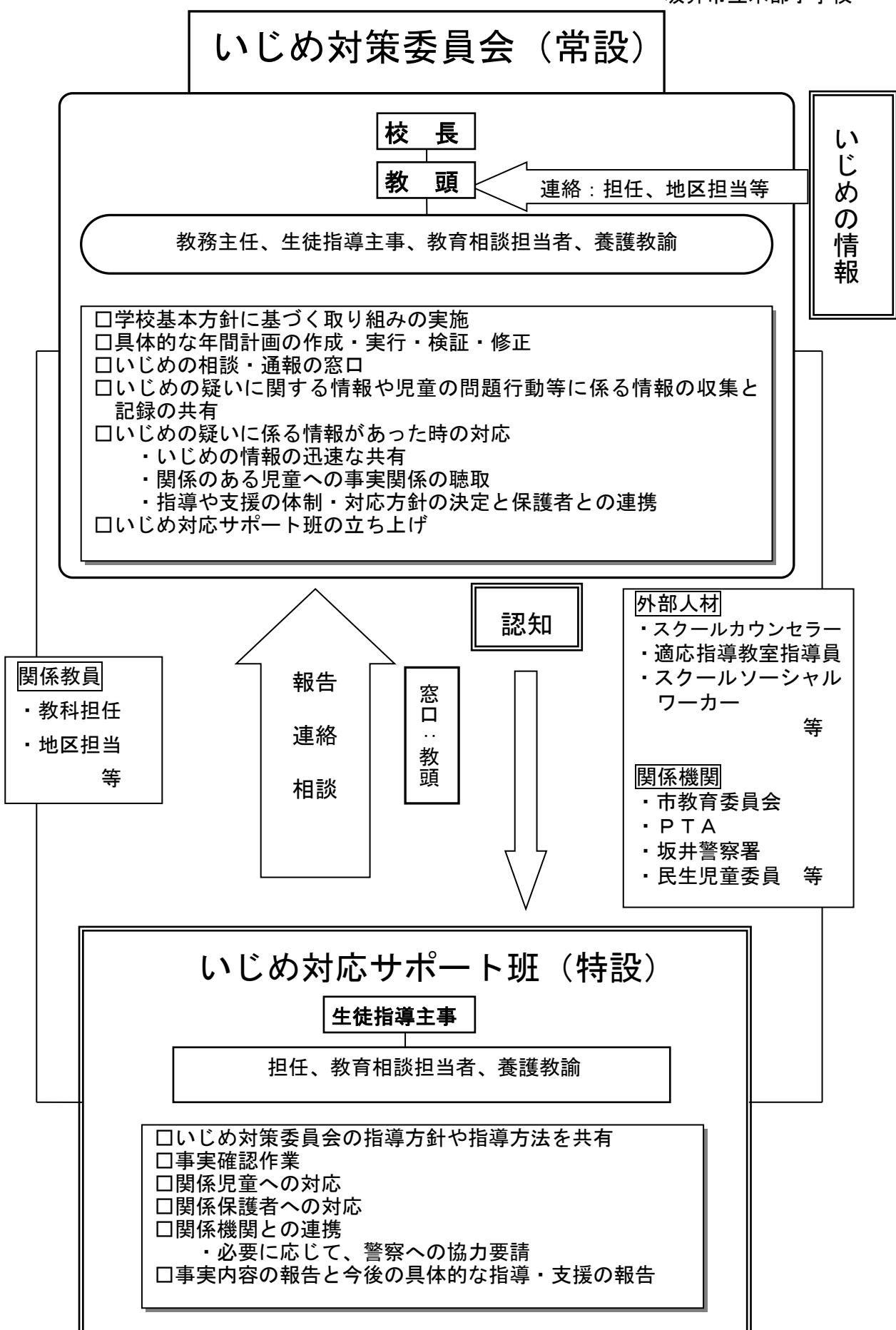
[活動内容]

- ・当該いじめ事案の対応方針の決定
- ・個別面談による情報収集
- ・継続的な支援
- ・保護者や地域との連携
- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の外部人材や警察や児童相談所等との連携

(3) 組織図

【様式2】

坂井市立木部小学校



5 いじめ対策の年間行動計画

【いじめ対策の年間行動計画】〔4～6月〕

【様式3】

坂井市立木部小学校

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
4 月	いじめ対策委員会 ・基本方針確認 ・年間計画策定 ↓ 職員会議 ・基本方針確認 ・年間計画周知 ↓ P T A 総会 ・基本方針の公表						
	いじめ対応サポート班 ・起きたときに即対応						
5 月	いじめ対策委員会 ・毎月のアンケート調査等をもとに、定期的に状況把握						
	校内研修 ・道徳教育 ・いじめの重大事態の調査に関するガイドラインチェックリスト						
6 月	いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握						

```

graph TD
    subgraph April [ ]
        direction TB
        A[いじめ対策委員会  
・基本方針確認  
・年間計画策定  
↓  
職員会議  
・基本方針確認  
・年間計画周知  
↓  
P T A 総会  
・基本方針の公表] --- B[いじめ対応サポート班  
・起きたときに即対応]
        C[SCの面談・学級訪問]
        D[アンケート調査 → 報告]
        E[縦割り活動  
・5、6年生 リーダー育成  
・1年生を迎える会]
        F[下校指導  
・地域での児童の様子を把握]
        C --- D
        D --- E
        E --- F
    end

    subgraph May [ ]
        direction TB
        G[いじめ対策委員会  
・毎月のアンケート調査等をもとに、定期的に状況把握]
        H[校内研修  
・道徳教育  
・いじめの重大事態の調査に関するガイドラインチェックリスト]
        I[職員会議・終礼  
・児童理解を実施し、内容を共有・検討]
        J[SCの面談・学級訪問]
        K[運動会活動計画  
・全校児童の絆づくり]
        L[米作り体験活動  
・まち協との交流]
        M[さつまいも苗植え(縦割り班)]
        N[アンケート調査]
        O[運動会での縦割り班活動  
・練習を通して児童の絆づくり]
        G --- H
        H --- I
        J --- K
        K --- L
        L --- M
        M --- N
        N --- O
    end

    subgraph June [ ]
        direction TB
        P[教育相談週間]
        Q[SCの面談・学級訪問]
        R[アンケート調査]
        P --- Q
        Q --- R
    end
  
```

〔7～9月〕

坂井市立木部小学校

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
7 月	いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握						
	保護者会 ・情報や意見収集						
	取組評価アンケート分析 ・未然防止に生かす						
		教育相談週間					
8 月	いじめ対策委員会 ・取組評価アンケートの分析をもとに振り返り ・2学期に向けて ↓ 職員会議 ・2学期以降の取り組み確認						
	いじめに関する 校内研修会 ・2学期からの取り組み ・教員の意識確認						
		家庭での読書					
		学校評価の検討					
9 月	情報発信 ・評価アンケート結果・2学期の取り組みを保護者に発信						
	いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握						
	授業研究 ・授業改善 子どもの居場所、絆づくりを意識した授業の在り方を公開授業の形式で実施						
	・いじめの重大事態の調査に関するガイドラインチェックリスト	SCの面談・学級訪問					
		評価アンケートの結果 2学期の取組の公表					
		アンケート調査					
		米作り体験活動 ・まち協との交流					

〔1～3月〕

坂井市立木部小学校

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
1 月	いじめ対策委員会 ・2学期の振り返り ・3学期の取り組み ↓ 職員会議 ・重点事項確認	SCによる学級訪問 学校評価の点検 子どもの面談調査 1年 ・こども園 との交流					
		アンケート調査 下校指導 ・地域での児童の様子を把握					
		SCによる学級訪問 今年度の取組に対する学校評価 (保護者へのアンケート)					
		アンケート調査 6年生を送る会					
		5年 ・送る会の 計画運営					
2 月	取組評価アンケート分析 ・年間比較と最終分析	SCによる学級訪問					
		アンケート調査					
		6年生を送る会					
3 月	いじめ対策委員会 ・年度の振り返り ・新年度に向けて計画の見直し	SCによる学級訪問					
		アンケート調査					
		6年 ・小中交流					
情報発信 ・評価アンケートの最終結果を保護者に発信							

